

5月15日、15時40分頃より約90分間、支社会議室において「申」について組合側幹事並びに会社側幹事による事前審理を実施しました。

審理は「申」7件について行いました。審理内容等については『業務連絡13-1』を参照願います。

「申」第45号〔「乗務点呼時に関する掲示内容の報告と乗務手帳の記入について」に関する申し入れ〕申し入れ内容及び議論概要

申し入れ内容

1. 乗務員の準備報告時間の詳細を運転士及び車掌について、それぞれ具体的に明らかにすること。
2. 乗務員の準備報告時間に確認すべき掲示、並びに乗務点呼時に乗務手帳に記載しなければならない事柄を運転士及び車掌について、それぞれ具体的に明らかにすること。
3. 乗務員の準備報告時間内に確認及び乗務点呼時に報告、乗務手帳に記入する事柄に総務科関係の掲示も含まれるのか否か明らかにすること。
4. 当日、早水助役は他の乗務員の乗務点呼において、3月27日付総務科掲示「大二運総第90号」の「業務中の私物の携帯電話の使用について」名の掲示が掲出される直前の総務科掲示（制服貸与、割引証交換等）が掲示されていたにも関わらず、乗務点呼でそれらについての報告は一切求めなかった。
当日の早水助役は何を根拠にして総務科の掲示内容によって報告と手帳への記入を指示し区別したのか明らかにすること。

議論概要

会社：作業標準によるもので、乗務員というものは達示及び掲示等必要事項を乗務手帳に記入し、担当行路に関する必要事項を述べて乗務手帳に捺印を受けなければならないと定められている。

組合：今回の指摘された項目がそれにあたるのかどうかである。

会社：今回のものについては業務に必要な掲示。業務中の私物携帯電話の使用についてというものである。乗務に関すること。これの報告を求めたという経緯。

組合：しかしこの掲示が張り出されたのは通常の業務用のところではなく、総務の方に小さいのが貼ってあったと聞いている。

会社：必要な掲示として会社の業務用掲示板に貼られているもの。

組合：会社の掲示板は基本的に業務用。

会社：全ての社員に知らせる必要があるとして総務掲示として掲出している。

組合：総務の掲示板。運転に関することなら運転の掲示板がる。

会社：総務のところにも共通で伝えることについては掲示することがある。

組合：運転士の乗務点呼では掲示物の手帳への記入は運転に関係する掲示物のみで良いと言われていた。運転士の掲示物の閲覧とか乗務手帳への記入は総務課関係の掲示も含まれるのか。総務掲示であり、運転に関係するような掲示とは考えない。

会社：運転に関するものだけ報告すればいいというのは規定上は特に書かれていない。達示及び掲示等必要事項を乗務手帳に記入し担当行路に関する必要事項を述べて乗務手帳に捺印を受ける、と更に乗務に関する連絡事項を受けた場合は必要により乗務手帳に記入し復唱する、というのが点呼における定め。運転に関するものだけでいいというわけではない。業務中の携帯電話使用しないようにとか担当行路に関する必要事項、こういうくくりであれば入る。不明確な場合は尋ねることはかまわない。

組合：確認していることには問題ないと思うが、早水さんは制服の貸与や割引証の交換などを報告していると言われていた。そうなってくると運転とは違う。

会社：そこまでは言っていないと聞いている。

組合：こちらはそう認識している。

会社：そこまでは必要ないと考えている。担当行路の必要な事項と定めがあるので、乗務するのあたって必要な掲示と思われるものは申告してくださいとなる。

組合：携帯電話の使用に関しては、業務用の携帯電話を持たすようになってから所長名で大きな掲示がでていた。今回は扱いが違うということで、「必要な」という部分の認識に違いがあった。

会社：業務中の、私物の携帯電話の使用に関して報告してくださいと指示をしたと聞いている。購入券等についてまで求めていないと聞いている。掲示の仕方、業務用掲示である。

組合：総務の出す掲示で運転に関するものがあるということ自体がおかしいと言えばおかしい。出された場所にもよると考える。

会社：運転に関するというよりも、業務中に私物の携帯電話を使用しないようにという、規律等を求めて出した掲示。

組合：掲示に手帳に書いて報告するように書いてあったのか。

会社：他の掲示も含めて書いていない。

組合：それを一言つければ違う。総務の掲示でも業務中の、私物の携帯電話に関しては必要だが、その他の掲示については必要ないということで良いのか。

会社：今回のものについては。もっぱら事務の事に関することまでは求めていない。乗務とか必要と思われる項目についてはしっかり報告をお願いします。

組合：今回の業務中の、私物の携帯電話の使用についての掲示が出たきっかけも東海労の組合員と聞いている。嫌がらせではないかと言われている。

会社：組合によって書いているわけではない。

以上